

新学習指導要領に準拠した高等学校教科シラバスの作成

Editing a Syllabus of High School Subjects Depending on the New Course of Study

高藤 優一*

野田 裕一*

秋山 敏晴**

Yuichi Takafuji

Yuichi Noda

Toshiharu Akiyama

概要

高等学校学習指導要領は、平成30年3月30日に改訂、告示され、3年間の移行期間を経て平成34年度より完全実施されることとなった。本稿は、新しい学習指導要領が謳う「生きる力」を育むために育成すべき資質・能力、即ち「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」、これら三つを中核に据えて作成に取り組んだ高等学校教科シラバスに関する報告である。

1. はじめに

平成30年3月に改訂、告示された新高等学校学習指導要領（以下、学習指導要領）は、平成28年12月21日、中央教育審議会が国に答申した「幼稚園、小学校、中学校、高等学校および特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」の内容に基づき作成されている。

答申では、学習指導要領の改善の重点として、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有して連携する「社会に開かれた教育課程」の作成を求めており、この考えに基づいた学習指導要領が登場したことになる。

こうした教育改革に関する一連の流れを踏まえたとき、高等学校ではどのように教育課程を編成し、合わせて、その内容を具体的に生徒の伝えるシラバス（授業計画書）をどのように作成すべきであろうか。北海道科学大学高等学校が、新しい学習指導要領への移行期間を利用し、これから求められる資質・能力を育成する授業のためのシラバス（授業計画書）を作成し、それに拠る実践と評価を基に新たな教育課程の編成を目指すことは意義ある試みであろう。

2. 学習指導要領が目指す資質・能力

学習指導要領改訂のキーワードは「主体的・対話的で深い学び」であり、育成を目指す3つの資質・能力は、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等としている。これら3つの資質・能力は学校教育法第30条第2項にも学校教育で重視すべき学力の三要素として示されているが、「知識及び技能」は「何を理解しているか、何ができるか」を、「思考力、判断力、表現力等」は、「理解していること・できることをどう使うか」を、「学びに向かう力、人間性等」は「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」を学習者に問うものである。そして、これらの資質・能力が授業を通してバランスよく育成されることが求められている。

3. 北海道科学大学高等学校の取組み

北海道科学大学高等学校（以下、本校）は、昭和31年4月の開校以来、工業系の学科と普通科を合わせて卒業生は24,012名（平成30年3月末現在）を数えており、平成30年度も、3学年で28クラス、920名余が在籍する私立の高等学校である。

本校は、「豊かな人間性ととともに、学び続ける姿勢

*北海道科学大学高等学校

**北海道科学大学全学共通教育部

を持ち、様々な場面で科学的見地に立ち、論理的に物事を考えることができる『人』を育てる。」ことを学校教育目標として堅持しつつも、教育に対する社会の今日的な要請を的確に把握して、絶え間なく教育内容の改善に努めて来ている。今次の学習指導要領改訂にあたっては、新・学習指導要領が示す育成すべき3つの資質・能力の内容を吟味し、さらに現在の各教科の授業における指導がそれらの資質・能力を育成するのにふさわしいかを全校的に検討する試みを行った。

そして、その結果を受け、本校が目指す授業像を新たに描き、それにアプローチする指導法を教科ごとに示す「シラバス（授業計画書）」の作成に取り掛かることにした。

4. シラバス（授業計画書）作成の理念

4-1. シラバスの本来の役割

シラバスは、本来、生徒に授業の到達目標、学習内容、評価の規準や方法、そして学習の進め方を周知する目的で作成されるものである。これにより、生徒は学習で目標とすることや学習の流れ、評価の内容を理解することになるので、円滑に授業を受けられるようになる。また、指導する教師にとっても、シラバスの執筆に携わることで、指導の全体像を把握することができるため、円滑な指導が進められるメリットがある。

4-2. シラバス執筆の留意点

高校生向けのシラバスでは、生徒の学習意欲を喚起したり、生徒の学習に寄り添う姿勢を示すことが大切であり、教科の面白さや魅力を紹介したり、生徒が学習に困難を感じたときに教師に相談できる機会を提供できることを提示したい。

また、シラバスには、教師が生徒に事前に提示した「授業に関する契約書」の意味合いもあり、契約内容が生徒にとって理解しやすいものであることが必須となるため、生徒の理解しやすい表現を心掛けることが肝要である。

5. 本校のシラバス

5-1. 現状についての理解

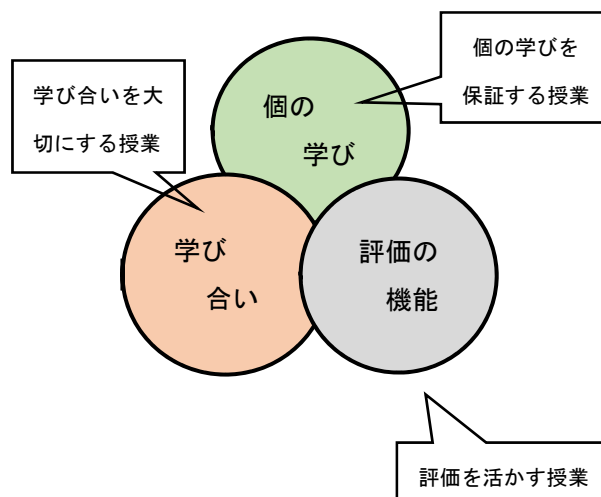
本校で学んでいる生徒は向学心があり、それぞれの進路についても真剣に考えており、概ね落ち着いた雰囲気の中で授業に臨んでいる。所謂「教育困難校」が抱える問題とはほぼ無縁であり、望ましい学習態度の生徒達と言えよう。しかし、教師の指導を忠実に守って学習する生徒が多い反面、自らの考えで主体的に学ぼうとする姿勢に乏しいことはしばしば指摘されてきた。

指導の教師も、一斉指導を中心に据えて、その中で個々の理解度を慎重に確認しながら進める授業スタイルを採用していることが多く、生徒同士を知的に活動させ、生徒間に学び合いを生むような活動はあまり注目されてこなかった。同世代の生徒達が集う教室の中で、そうした活動がもっと顧みられてもよいとする教員の指摘もあった。

5-2. 本校の目指す授業

教育のこれからの課題、生徒達の現実の学びの姿を踏まえたとき、本校ではどのような授業を目指すべきであろうか。課題と現実を踏まえ、本校では、以下に示すような3つの視点からなる「目指す授業像」を描いてみた。

図1 目指す授業像



本校の授業改善は、これらの3つの視点から、従来の指導を見直し、それによって新・学習指導要領が謳う「主体的・対話的で深い学び」にアプローチしようとするものである。以下、それぞれの視点についてやや詳しく述べていくことにする。

5-2-1. 「個の学びを保証する授業」

人類史上に教育の場である「学校」が生まれて以来、「学校」は知識や技能を次世代の人達に授ける役割を果たしてきた。その役割は現代の教室においても変わることはない。

本校においても、それぞれの生徒が教室で身につける知識や技能の内容を吟味、精選して指導し、最も基礎的な事柄の理解を深めさせ、その着実な定着を目指している。そのために、電子黒板等のICTを活用した教材提示の工夫、理解を助ける補助教材の作成、理解を深める演習問題の工夫に取り組んでいる。

加えて、生徒一人ひとりが「分かる、できる」ようになるプロセスの中で、「分かる、できる」ようになる指導がそのプロセスだけで完結するのではなく、「分かる、できる」ようになる学習が、次の段階で行われる応用力を磨き合う学習とどのように関連づけているかを明らかにできるようにしている。

5-2-2. 「学び合いを大切に授業」

生徒達が、基礎的な知識や技能を駆使して取り組む学習課題は、彼らの思考力や判断力、表現力を高めるものであり、それを集団で協力して取り組むことにより、その効果がより大きくなると期待される。

授業における学び合いの場面は、「主体的・対話的で深い学び」を可能にする最も重要な学習活動と位置づけられる。本校では、具体的な方法として、小グループが協力して行う調べ学習、課題についての個々の意見や身につけた技能を披瀝し合う交流活動、グループの学習の成果を発表するプレゼンテーション、知識や技能が十分とは言えない事柄についての教え合い活動等を取り入れることを目指している。

こうした生徒の能動的な学びは、アクティブ・ラーニングと称されて全国的に実践が進められている。加えて、学校改革のビジョンとして知られる「学びの共同体」構想も学び合いの質を高めるための示唆を与えてくれる。

5-2-3. 「評価の機能を活かす授業」

評価の最大の機能は、「学習者の良い点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や

成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすこと」(文部科学省)にあり、これは「指導と評価の一体化」と呼ばれ、評価活動の基本とされている。

本校では、この「指導と評価の一体化」を重視しており、「個の学びを保証する」場面でも、「学び合い」の場面でも、この考えに立って評価活動を行うことを目指している。即ち、指導を始めるに当たっては、明確な目標と評価規準をもった学習教材や学習課題をどのように配するかを工夫し、さらに評価の実際にあっては、評価規準の具現化あるいは重点化を図り、加えて評価方法の場面や方法を多様化して機能性を高め、評価結果の利用を見据えて記録化の工夫にも取り組んでいる。

指導と評価を一体的に行うことの意義の理解は進んできている。特に、「どのような知識、技能を身につけたか」という、所謂、達成目標に関する評価は効果的に進められている。しかし、その一方で、「学び合い」の場面で生徒達に体験させる様々な活動の評価、即ち体験目標に関する評価やその体験活動が将来的にどのような能力として結実するかを期待する向上目標に関する評価については、今後、一層の研究深化が求められる。

5-3. 教科シラバスの実際

本校では、目指す授業像の検討を経て、上述した本校が目指す授業の3視点を踏まえ、各教科がどのように授業を展開するかを具体的に示す教科シラバスの作成に着手した。

5-3-1. シラバス項目と内容

前述のように、シラバスは学習者の「学びのナビゲーター」として教科の学習に関する生徒向けの解説が明確かつコンパクトに示される必要がある。本校では、このコンセプトに基づき全科目共通の項目で執筆を行なった。

表1 シラバス項目

	執筆項目
1	教科名, 使用教材, 単位数
2	学習目標

3	学習方法
4	学習評価（評価観点と方法）
5	学習プログラム（年間学習計画）

以下、各項目執筆に当たり、留意した点について述べることにする。

「学習目標」は、生徒の学力の実態を把握し、小学校及び中学校での学習を踏まえ、高等学校での学習の連続性、その教科の専門性を示すこととした。

「学習方法」は、その教科の基本的な授業の進め方を説明しつつ、生徒達に主体的かつ意欲的な学習を喚起する内容とした。

「学習評価」は、学習指導要領に示されている教科の評価観点を示し、具体的にどのような方法で評価するかを示すこととした。

「学習プログラム」は、教材の学習内容、学習のねらい、及び学習活動とその評価を時系列で示し、生徒達が学習について見通しをもてる内容とした。

各項目において、シラバスの使用者が生徒であることを念頭に、生徒向けの表現となるよう配慮した。

5-3-2. シラバスの活用

シラバスは、生徒達の「学びのナビゲーター」として、活用されることを目指したい。

そのためにシラバスは生徒全員に印刷・製本したものを学習用資料として配布する。そして、年度初めのホームルームの時間に、学級担任からシラバスの意義と活用方法の説明を行うことにする。教科担任からは、年度当初のみならず、単元が新しくなるたびに、シラバスに拠りながら、学習内容や評価の方法について説明し、シラバスを身近なものと感じさせたい。

なお、生徒たちのシラバスへのアクセスを容易にするため、本校ホームページ上にもシラバスを掲載して利用を促すことにする。

また、本校を目指す中学生にもシラバスを紹介し、高等学校での学習をイメージしてもらう資料として活用していくことにする。

6. まとめに代えて

教室での学びは、生徒一人ひとりが知識や技能を身につける場所から、身につけた知識や技能を活かして思考力や判断力、そして表現力を磨き合う場へと軸足を移しつつある。

その背景には、インターネットの普及により、個の学びはe-ラーニングが有効な手立て、主役となるであろうこと、また、これから21世紀中葉にかけて起こり得ると考えられる様々な変化に対応できる能力は思考力や判断力、そして表現力であろうこと、こうした見方や考え方が存在しているのは明らかである。さらに、変化に対応して新たな学びに取り組むとき、自らの学習がどのような状態にあるかを把握できる自己評価能力も欠かせないとされるであろう。国の教育の指針である学習指導要領の今次改訂は、こうした社会の変化を予測して行われたものと考えられる。

学習指導要領の趣旨に即し、教育内容の改善を図り、その内容を教科シラバスとしてまとめる本校の取組みは、教育機関としての責務を果たすものと言えよう。また、当然のことながら、シラバスについては実践に即して評価し、その改善を図っていくことが肝要であるので、改訂も視野に入れていきたい。

最後に、今後の課題を示して筆を置きたい。教育課程の大きな部分を占める教科指導について、指導法について検討を重ね、「教科シラバス」の作成を進めてきたが、教科外の指導についてはこれからである。学校行事、生徒会活動、学級活動を教科同様に「主体的・対話的で深い学び」の視点から見直し、内容の精選を経て、「教科外シラバス」の作成へとつなげていきたいと考えている。

参考文献

- (1) 中央教育審議会：幼稚園、小学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について（答申）、2016年12月21日
- (2) 文部科学省：高等学校学習指導要領、2018年3月30日
- (3) 文部科学省：高等学校学習指導要領の解説、2018年3月30日

- (4) 佐藤学：学校を改革する - 学びの共同体の構
想と実践, 岩波ブックレット No.842, 2012 年 7
月 5 日